

第4期川辺町地域福祉活動計画

話そう！！ 未来のために

～みんな笑顔で元気な川辺のまちづくり～

令和8年3月

社会福祉法人川辺町社会福祉協議会

はじめに

町民の皆様におかれましては、日頃より社会福祉法人川辺町社会福祉協議会の地域福祉事業の推進につきまして、格別のご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

近年、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。急速な少子高齢化や人口減少に加え、核家族化や単身世帯の増加など、家族形態の多様化、さらには住民同士のつながりの希薄化が進んでいます。その結果、虐待や孤独死、ひきこもりといった課題が顕在化し、認知症、児童虐待、生活困窮、ダブルケア、8050問題など、住民の皆様が抱える困難は一層多様化・複雑化しています。

こうした状況の中で、地域において住民同士が支え合い、生きがいを持って暮らせる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みは、ますます重要性を増しています。住民一人ひとりが「支える」「支えられる」という関係を越えて主体的に課題を把握し、自治会、ボランティア、行政など多様な主体と連携しながら互いに支え合うコミュニティの再構築を進めていくことが求められています。

社会福祉協議会には、地域における人と情報をつなぐネットワークの中核としての役割が期待されています。こうした期待に応えるため、組織体制の強化を図るとともに、職員が積極的に地域へ出向き、地域づくりのコーディネーターとしての役割を果たしてまいります。本計画を着実に推進し、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり多大なご尽力を賜りました地域福祉活動計画策定委員会の皆様に、深く感謝申し上げます。

令和8年3月

社会福祉法人川辺町社会福祉協議会

会 長 加藤 孝明

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 地域福祉活動計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 第3期活動計画の評価	5
第2章 川辺町の現状	28
1 人口構成	28
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 基本理念	31
2 基本目標	31
3 施策体系	32
第4章 施策の展開	34
＜基本目標1 福祉の心を育むひとづくり＞	
1 住民の「福祉の心」の育成	34
2 ボランティア活動の促進	36
3 地域活動団体の活性化	38
＜基本目標2 みんなで支え合う地域づくり＞	
1 住民同士の交流の促進	41
2 防犯・防災体制の整備	45
＜基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり＞	
1 福祉サービスの充実	46
2 地域の居場所づくり	49

＜基本目標4 包括的な支援のための仕組みづくり＞	
1 相談窓口の充実	51
2 行政、地域、福祉サービス提供事業所との連携	55
第5章 計画の推進体制	56
用語解説	57

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化の急速な進展、世帯構造の変化、ライフスタイルや価値観の多様化、雇用不安などを背景に、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。その結果、社会的孤立や経済的困窮、介護と育児のダブルケア、ヤングケアラー、8050問題、虐待など、地域住民が抱える生活課題も複雑化・複合化し、これまで以上に多様な社会問題への対応が求められています。

国においては、こうした地域課題の解決に向け、多様な主体が世代や分野を越えてつながり、包括的な支援体制を構築する「地域共生社会」の実現を掲げ、平成30年の社会福祉法改正をはじめ、制度改革を進めてきました。さらに、令和3年の同法改正では、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

川辺町社会福祉協議会では、平成31年3月に策定した「第3期川辺町地域福祉活動計画」に基づき地域福祉の推進に取り組んできましたが、令和5年度に経営難に直面したため、計画期間を2年間延長して対応してきました。

経営改善の途上ではありますが、町の「第4期川辺町地域福祉計画」が令和7年3月に策定されたことを受け、地域住民が「支え手」「受け手」という関係を越えて役割を持ち、互いを認め合いながら支え合う「地域共生社会」の実現を目指し、「第4期川辺町地域福祉活動計画」を策定するものです。住民一人ひとりが地域の課題を「我が事」として捉え、各分野や関係機関が横断的につながり、住民主体の支え合い体制を構築することを目的としています。

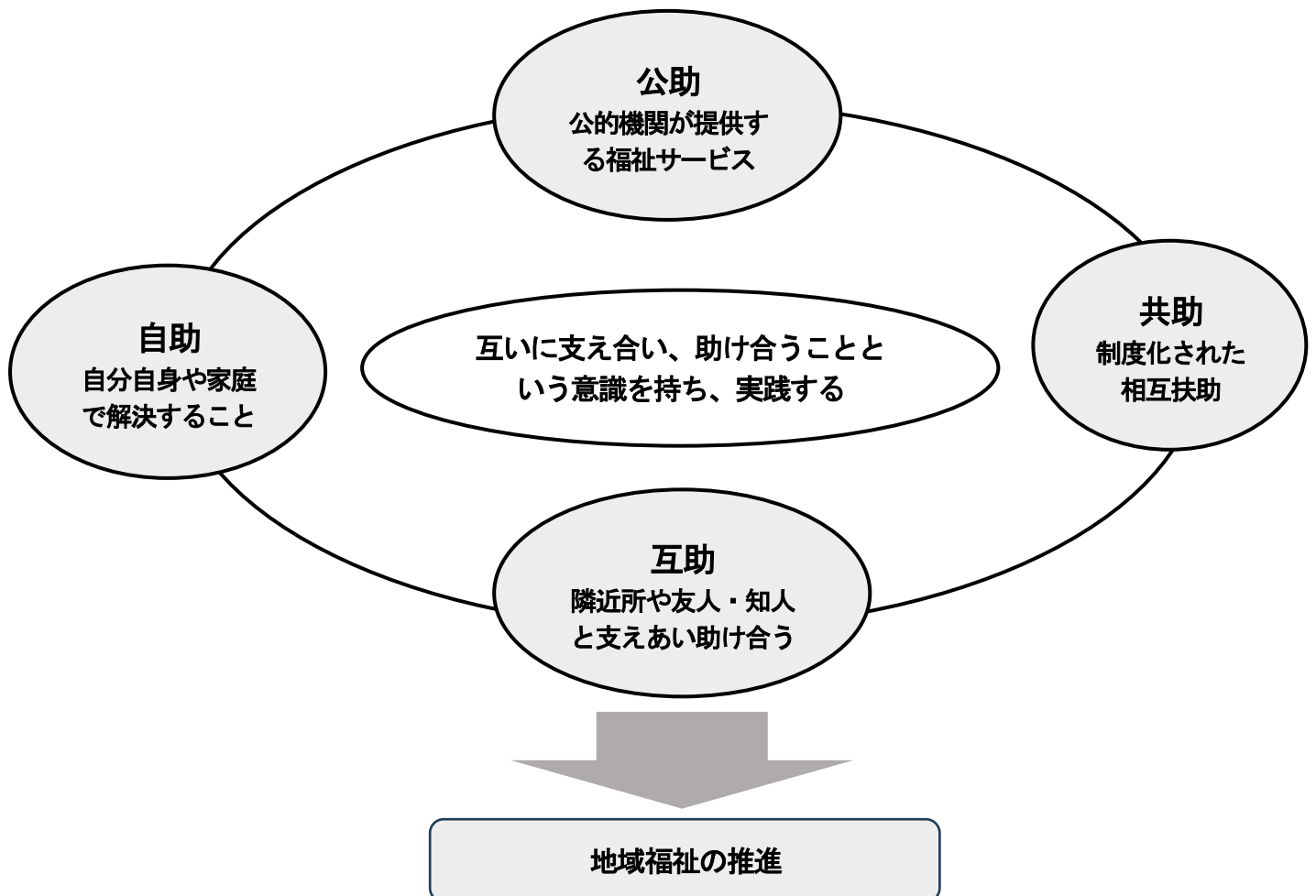
2. 地域福祉活動計画の性格と位置づけ

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、誰もが自分らしく安心して暮らせるよう、公的制度のサービスだけでなく、地域住民、ボランティア、団体、事業所、行政、社会福祉協議会などが協力し合い、暮らしやすい地域をつくる取り組みです。

「この地域に住んでいて良かった」と思える地域を実現するため、必要なことを住民みんなで考え、協働し、支え合う関係や仕組みをつくっていくことが求められます。

地域福祉の推進には、公助（行政が整備・提供する福祉サービス）だけでなく、自助（本人・家族）、共助（地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者など）が重要になりますが、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などが指摘される中、互助（近隣など身近な人間関係の中で自発的に支え合い、助け合うこと）の重要性が高まっています。そのため、助け合いの意識を育む必要があります。



(2) 社会福祉協議会の役割

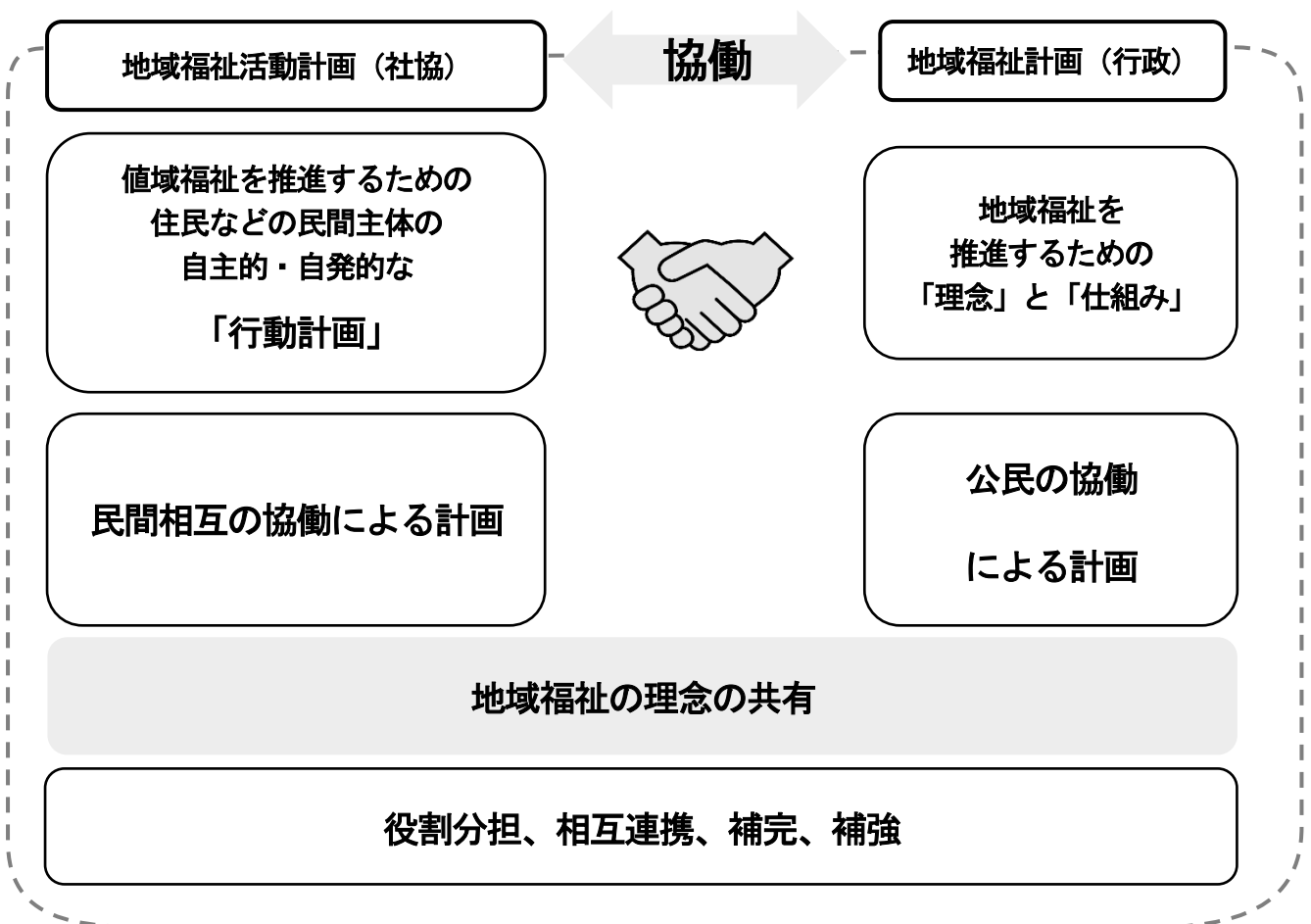
社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられています。

住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題を住民とともに考え、話し合い、解決に向けて取り組むことで、福祉コミュニティづくりを推進する役割を担っています。また、住民と関係機関・団体などをつなぐ中核的な組織としての機能も求められています。

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

「地域福祉計画」は市町村が策定するもので、地域福祉を推進するための基本的な方向性や理念を示す計画です。一方「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となり、住民の立場から地域福祉を推進する民間の行動計画です。両計画は、住民、ボランティア、NPO法人など多様な担い手の参加と協力を得ながら取り組みを進めるという共通の目的を持ち、公民の協働により地域福祉を推進するものです。

■ 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画期間を5年間とした理由は、町が策定する「地域福祉計画」の最終年度と整合を図るためです。なお、「第5期地域福祉活動計画」は、町の「地域福祉計画」と一体的に策定することを想定しています。

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
地域福祉活動計画	第3期	延長		第4期				
地域福祉計画	第3期		第4期					

4. 第3期活動計画の評価

町の「地域福祉計画」との整合性を図り、第4期地域福祉計画の基本目標に基づき事業評価を実施しました。



基本目標1 福祉の心を育むひとづくり

<取組ごとの評価>

項目	福祉教育
目的	○子どもたちが体験を通して多様な人々が共生する社会を理解し「ともに生きる力」を育むとともに、福祉やボランティアへの関心を高める。
具体的な内容	○小中学校へ出向き、高齢者疑似体験・車いす体験・白杖体験、パラスポーツ体験、講話などの出前授業を実施。
評価/課題	継続 ○本事業を通じて、子どもたちが福祉への理解と関心を着実に深める効果が確認された。 ○体験活動を通じて、福祉を「自分ごと」として捉える姿勢が育まれ、学びの定着が見られた。

年度	川辺中学校	西小学校	東小学校	北小学校
令和元年度	高齢者疑似体験 車いす体験 白杖体験 福祉講話	高齢者疑似体験 車いす体験	高齢者疑似体験 ヘルパー講話	高齢者疑似体験 やすらぎの家バリアフリー調査
令和2年度	中止	高齢者疑似体験 車いす体験	高齢者疑似体験 車いす体験 パラスポーツ体験	高齢者疑似体験 車いす体験
令和3年度	高齢者疑似体験 車いす体験 白杖体験	高齢者疑似体験 車いす体験 パラスポーツ体験	高齢者疑似体験 ヘルパー講話 東日本大震災復興支援授業	高齢者疑似体験 車いす体験
令和4年度	高齢者疑似体験 車いす体験 白杖体験 福祉講話	高齢者疑似体験 車いす体験 防災講座	高齢者疑似体験	高齢者疑似体験 車いす体験 白杖体験 ヘルパー講話
令和5年度	高齢者疑似体験 車いす体験 白杖体験 福祉講話	高齢者疑似体験 パラスポーツ体験 福祉講話	高齢者疑似体験	高齢者疑似体験 車いす体験 白杖体験 ヘルパー講話
令和6年度	高齢者疑似体験 車いす体験 白杖体験 福祉講話	高齢者疑似体験 車いす体験 パラスポーツ体験 一人暮らし高齢者宅へのハガキ交流	高齢者疑似体験	高齢者疑似体験 車いす体験 白杖体験 福祉講話

項目	ボランティア活動の紹介
目的	○ボランティア活動への理解を促進し、新たな参加者を獲得する。
具体的な内容	○新たな参加者の獲得と活動への関心を高めてもらうために、ホームページや広報でボランティア活動を紹介する。
評価/課題	継続/検討 ○広報誌などでボランティア活動団体の活動を紹介するなどボランティアへの理解促進に取り組んだが、効果的な活用ができずボランティア活動の紹介が不十分であった。

項目	ボランティア人材の育成
目的	○地域の生活課題に対応できるボランティア人材の育成。
具体的な内容	○ボランティア人材を育成するための研修会、養成講座などの実施。
評価/課題	継続/検討 ○登録者の高齢化が進む中、対応策として実施した不定期開催の人材育成講座は参加者から概ね好評を得た。しかし、若年層や新規参加者の確保には十分に結びつかず、担い手の裾野拡大という点では課題が残った。

項目	ボランティア団体（個人）の支援
目的	○各団体が継続的に活動できるよう支援する。 ○ボランティア保険へ加入することで、安心して活動に参加する環境を整える。
具体的な内容	○活動に関する相談、情報提供、研修などの支援を各団体に行う。 ○ボランティア連絡会の実施。 ○活動中のケガや病気など補償されるボランティア保険への加入を働きかける。
評価/課題	継続 ○地域の課題や団体の困りごとを把握し、支援につなげることで、活動の継続性が高まることが確認できた。 ○代表者の担い手不足と活動者の高齢化により、登録団体が減少してきている。 ○個人加入者については、災害ボランティアへの参加時にボランティア保険が活用される傾向がある。

年度	登録団体	個人登録者	ボランティア保険加入者数
令和元年度	37 団体	4 名	A タイプ 507名 B タイプ 128名 天災 A 36名 天災 B 17名
令和2年度	37 団体	5 名	基本プラン 527名 天災プラン 109名
令和3年度	37 団体	9 名	基本プラン 509名 天災プラン 117名
令和4年度	33 団体	4 名	基本プラン 455名 天災プラン 101名 特定感染症重点プラン 30 名
令和5年度	28 団体	4 名	基本プラン 444名 天災プラン 79名 特定感染症重点プラン 50 名
令和6年度	29 団体	7 名	基本プラン 413名 天災プラン 129名 特定感染症重点プラン 0 名 (廃止)

※特定感染症重点：新型コロナウイルスなどの感染症リスクに対応するための重点プラン

項目	福祉委員の設置
目的	○地域の見守り活動を推進する。
具体的な内容	○敬老会の式典に合わせて、町内の75歳以上の方を訪問し、安否確認を行う。
評価/課題	<p>継続/検討</p> <p>○令和6年度に民生委員・児童委員との情報交換会を企画したが、天候不良（大雪）のため、中止となった。</p> <p>○福祉委員の担い手確保が難しく、年々登録人数が減少している。</p> <p>○福祉委員が減少していることと、地域の見守り機能が十分に発揮されていない課題がある。</p>

年度	福祉委員登録人数
令和元年度	98名
令和2年度	93名
令和3年度	87名
令和4年度	88名
令和5年度	80名
令和6年度	72名

基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

<取組ごとの評価>

項目	ふれあいいきいきサロン
目的	○高齢者などの孤立を防ぎ、気軽に集い交流できる場としてサロン活動を支援する。
具体的な内容	○サロン活動に対し、施設使用料の補助（上限あり）、活動内容の相談、情報提供などを行う。
評価/課題	継続 ○サロン活動の継続支援により、地域住民の交流機会が拡大し、新たなサロンの立ち上げにもつながった。 ○役員の高齢化や担い手不足により、サロンの登録団体は増加がみられず、休止しているサロンの再開も難しい状況にある。

年度	サロン登録団体数
令和元年度	23 団体
令和2年度	24 団体
令和3年度	24 団体
令和4年度	21 団体
令和5年度	21 団体
令和6年度	21 団体

項目	敬老会開催
目的	○町内の75歳以上の方に敬意を表し、長寿を祝う。
具体的な内容	○新型コロナウイルス感染症拡大前までは、地区ごとにやすらぎの家に招待し、食事会を実施していた。コロナ収束後は、式典形式で開催している。
評価/課題	<p>継続/検討</p> <p>○コロナ禍においても記念品配布や訪問活動を通じて高齢者への敬意を示すことができた一方、令和2年度以降は食事会の中止（令和5年度からは式典のみの実施）により交流機会が減少するという課題も見られた。</p> <p>○敬老会に関わるボランティアの高齢化が進んでおり、担い手不足が顕在化している。</p>

年度	敬老会参加人数
令和元年度	466名
令和2年度	福祉委員の協力で75歳到達者に記念品を配布 ケーブルテレビの協力で「テレビで敬老会」を放送
令和3年度	福祉委員の協力で75歳到達者に記念品を配布、75歳以上の方への訪問調査を実施 ケーブルテレビの協力で「テレビで敬老会」を放送
令和4年度	福祉委員の協力で75歳到達者に記念品を配布、75歳以上の方への訪問調査を実施 ケーブルテレビの協力で「テレビで敬老会」を放送
令和5年度	20名（式典のみ実施） 福祉委員の協力で75歳到達者に記念品を配布、75歳以上の方への訪問調査を実施 ケーブルテレビの協力で「テレビで敬老会」を放送
令和6年度	57名（式典のみ実施） コロナ禍で招待できなかった77～79歳到達者も参加 福祉委員の協力で75歳到達者に記念品を配布、75歳以上の方への訪問調査を実施 ケーブルテレビの協力で「テレビで敬老会」を放送

※令和2年度以降は食事会中止のため、代替内容を掲載しています。

項目	配食サービス
目的	○80歳以上のひとり暮らしの方を対象に見守りを目的とした手作りお弁当の配布を行う。
具体的な内容	○月2回実施。調理や配達はボランティアの協力を得て見守り活動を行う。
評価/課題	<p>継続/検討</p> <p>○配食サービスの利用者からは、お弁当は好評であり、訪問を心待ちにしている方も多い。</p> <p>○ひとり暮らし高齢者の見守り活動としての有効性を確認することができた。</p> <p>○物価高騰に伴うコスト増加や対象者の増加により、運営体制への負担が顕著となっている。</p> <p>○令和3年度以降、年間利用者数は延べ2,650～2,690名を推移している。</p>

年度	年間利用者数（延べ）	1回の平均利用者数
令和元年度	2,063名	93名
令和2年度	1,995名	95名
令和3年度	2,690名	112名
令和4年度	2,646名	110名
令和5年度	2,658名	111名
令和6年度	2,668名	111名

項目	生活支援体制整備事業
目的	○高齢者をはじめとする地域住民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民主体の活動や多様な関係団体との協働を促進し、地域における支え合い基盤を強化する。
具体的な内容	<p>○ふれあいいいききサロンへの支援や男性の居場所づくりのための講座などを開催する。</p> <p>○地域の支援ニーズの把握や資源の掘り起こしを行い、日常的な福祉課題への支援につなげる。</p>
評価/課題	<p>継続/検討</p> <p>○協議体への継続的な参加を通じて、地域の課題や住民ニーズを把握することができた。</p> <p>○住民ニーズに対応できる店舗一覧表の作成に向け、訪問調査を実施した。また、商工会へ事業の趣旨説明を行うなど、地域事業者との関係構築を進めることができた。</p>

項目	地区懇談会の実施
目的	○地域住民の意見や課題を把握し、住民主体の地域福祉を推進する。
具体的な内容	○各区長に地区懇談会開催を依頼し、役員会に参加することで、社協事業をPRする。 ○地域住民の意見や困りごとなどを把握する。
評価/課題	継続/検討 ○地区懇談会を開催した地区では、地域の課題や住民の声を直接把握することができた。 ○地区の事情や負担感から、一部地域では地区懇談会が未実施となっており、情報収集に偏りが見られている。 ○コロナ禍を経て、要支援者マップ作成地区の更新が進んでいない。

年度	懇談会実施地区数
令和元年度	5 地区
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大のため、中止
令和3年度	新型コロナウイルス感染症拡大のため、中止
令和4年度	3 地区
令和5年度	7 地区
令和6年度	5 地区

項目	災害ボランティアセンターの体制整備
目的	○災害発生時に、被災者への円滑かつ効果的な支援を実施できる体制を構築する。
具体的な内容	○災害発生時に迅速にボランティアセンターを立ち上げられるよう、訓練の実施や近隣社協の訓練に参加する。
評価/課題	継続/検討 ○近隣市町村との連携や被災地支援への参加を通じて、職員の災害対応力が向上した。 ○定期的に災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施できなかった。

年度	主な取り組み内容
令和元年度	災害ボランティアセンター立ち上げ訓練実施した。参加者 72 名
令和2年度	川辺町と「川辺町災害ボランティアセンターの設置などに関する協定書」を締結した。
令和3年度	川辺ライオンズクラブと「自然災害発生時における災害ボランティアセンター支援に関する協定書」を締結した。 可茂地区社会福祉協議会ボランティア部会で「可茂地区社会福祉協議会災害応援に関する協定における確認書」を作成した。
令和4年度	可茂地区内の災害ボランティアセンター立ち上げ訓練に参加した。
令和5年度	可茂地区内の災害ボランティアセンター立ち上げ訓練に参加した。 能登半島地震災害に職員 2 名を派遣した。
令和6年度	可茂地区内の災害ボランティアセンター講演会に参加した。 日本労働組合総連合会岐阜連合会中濃地域協議会と災害について学習を実施した。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

<取組ごとの評価>

項目	こどものごはん便
目的	○要保護世帯、準要保護世帯、生活困窮世帯、要保護児童対策地域協議会などを通じて、教育委員会が必要と認める世帯に対し、見守りを行う。
具体的な内容	○主任児童委員や川湊の里生産者、町内仕出し組合の協力を得て、高校生までの子どもがいる対象世帯へ月2回お弁当や寄付食材（野菜など）を配達する。
評価/課題	継続 ○定期的な訪問により家庭状況の把握や課題の早期発見が可能となり、主任児童委員を介した情報収集と教育委員会との連携が有効に機能している。 ○事業開始以降、主任児童委員や教育委員会の協力を得て、食事提供数、提供世帯数ともに年々増加している。

年度	延べ食事提供数	延べ提供世帯数
令和元年度	未実施	未実施
令和2年度	未実施	未実施
令和3年度	159 食	48 世帯
令和4年度	175 食	56 世帯
令和5年度	338 食	99 世帯
令和6年度	449 食	124 世帯

項目	生活支援サポート「ちょっとした手助けサポーター」
目的	○町内の高齢者や障がい者の「ちょっとした困りごと」に対し、サポーターが訪問して支援を行う。
具体的な内容	○掃除や草取り、買い物代行など困っている高齢者や障がい者宅をサポーターが訪問し、手助けをする。
評価/課題	<p>継続/検討</p> <p>○高齢者や障がい者の困りごとの依頼内容に対して、受託の可否についてサポーターと相談をしながら、手助けすることができた。</p> <p>○養成講座の実施により一定の人材確保が図られたが、サポーター登録者数の減少が課題として残っている。</p> <p>○木の伐採や障子の貼り替えなどの依頼もあり、多様化するニーズに対応できるよう、資格や特技を有する人材の確保も課題である。</p>

年度	登録会員数	相談件数	完了件数
令和元年度	14名	26件	24件
令和2年度	13名	17件	10件
令和3年度	13名	25件	17件
令和4年度	13名	29件	26件
令和5年度	18名	19件	16件
令和6年度	15名	28件	22件

項目	福祉車両貸出
目的	○在宅介護における通院や外出支援として車椅子利用者の移動に必要な家族に貸出を行う。
具体的な内容	○町内在住の車いす利用者を対象に、最大3泊4日の貸出を行う。 ○登録料、利用料は無料とし、ガソリン、有料道路利用料は実費負担とする。 ○福祉車両は、バックドアから車いすのまま乗ることのできるタイプの軽自動車を2台配備している。
評価/課題	継続/検討 ○入所や死亡などで利用者の入れ替わりが多くみられるが、町内の介護支援専門員などの周知により、貸出件数は、年間約110～130件を推移している。 ○車両の老朽化が顕在化しており、安全性確保の観点から最新装備を備えた車両への更新が喫緊の課題である。

年度	貸出件数			
	ムーヴ (No.750)	ムーヴ (No.1195)	ムーヴ (No.796)	タント (No.3126)
令和元年度	109件	19件	—	—
令和2年度	96件	18件	—	—
令和3年度	86件	19件 (R3. 12. 22 廃車)	12件	—
令和4年度	49件 (R5. 1. 28 町へ返却)	—	19件	12件 (R5. 1. 26 町より貸与)
令和5年度	—	—	26件	85件
令和6年度	—	—	28件	100件

その他の実施事項

令和4年度に下記の事項を実施した。

- ・リフト付き福祉車両貸出事業実施要綱を見直した。
- ・利用者情報の正確性を確保するため、既存の登録一覧を一度リセットし、全利用者に対して再登録依頼した。
- ・安全管理の強化を目的として、車両貸出時のアルコールチェックを導入した。

項目	車いす貸出
目的	○介助用・自走用車いすの貸出をする。
具体的な内容	○介護保険を利用しない、一時的に利用する町内在住者を対象に車いすの貸出を行う。短期貸出は2週間、長期貸出は6ヶ月を上限とする。 ○利用中の修理などは、借受人の負担で行う。
評価/課題	継続 ○貸出事業は、急なけがや不測の事態に対応できる点で町民から高い評価を得ている。 ○長期で貸与している方には、日常のおよび定期的に点検を依頼することで安全な使用を促し、また、故障箇所などの早期発見のための働きかけを強化することが課題である。 ○広報誌「やすらぎ」やホームページでのPRを強化したことで、令和4年度以降は80～90件と貸出件数が増加した。

年度	貸出件数
令和元年度	60件
令和2年度	56件
令和3年度	68件
令和4年度	92件
令和5年度	80件
令和6年度	81件
その他の実施事項 令和4年度に下記の事項を実施した。 ・車いす貸出事業実施要綱の貸出期間および貸出条件の見直しを行い、利用基準を明確化した。 令和5年度に下記の事項を実施した。 ・貸出、返却状況など車いす管理の効率化を図るため、クラウド型業務アプリ「kintone（キントーン）」を導入した。	

項目	介護者の集い
目的	○在宅介護者にリフレッシュ機会を提供し、介護負担の軽減を図る。
具体的な内容	○前半は、講演会や講座を実施。後半は、在宅介護者同士の情報交換や交流を行う。
評価/課題	継続/検討 ○年々、参加者数が減少しており、参加者の確保が課題であり、現状の募集・周知方法や開催日時に改善の余地がある。

年度	参加人数	内容
令和元年度	25名	「認知症について」
	13名	「日帰り温泉」
令和2年度	13名	「映画鑑賞」
	中止	—
令和3年度	7名	「認知症サポーター」
	7名	「在宅介護でのコロナ対策」
令和4年度	15名	「アロマセラピー」
	8名	「棒ビクス」
令和5年度	12名	「口腔ケア」
	15名	「衣服の着脱」
令和6年度	9名	「アロマセラピー」

項目	子ども学習支援
目的	○就学援助世帯およびひとり親世帯の小学生を対象に学習支援を行う。
具体的な内容	○毎月第1、3火曜日に実施。夏休み、春休みには別途日程を設定して実施。
評価/課題	<p>継続/検討</p> <p>○教員OBの見守りのもと、児童は学習や季節の行事などに楽しく参加できている。</p> <p>○一定の参加者は確保できているものの、対象世帯の児童の参加には至っておらず、教育委員会や小学校との連携に課題がみられる。</p> <p>○事業開始以降、開催回数は年間20～30回で推移している。</p> <p>○参加人数については年々増加傾向にある。</p>

年度	実施時期	回数	延べ参加人数
令和元年度	平日	6回	6名
	夏休み	4回	4名
令和2年度	平日	2回	2名
令和3年度	平日	17回	77名
	夏、春休み	8回	36名
令和4年度	平日	21回	107名
	夏、春休み	8回	43名
令和5年度	平日	22回	132名
	夏、春休み	5回	33名
令和6年度	平日	17回	184名
	夏、春休み	5回	63名

項目	子ども食堂への支援
目的	○町内で活動する3団体に対し、食料提供などの後方支援や県などからの情報提供を行う。
具体的な内容	○寄付された食料などを希望する団体へ提供している。また、県などの助成金に関する情報を随時提供している。
評価/課題	<p>継続</p> <p>○社協に寄付のあった食料などについては、都度町内の子ども食堂代表者と連絡を取り、必要な数量を提供することができている。</p> <p>○町内の子ども食堂は、子どもたちの居場所づくりや多世代交流の場として有効に機能している。</p>

項目	閉じこもり予防事業
目的	○閉じこもり予防のため、教室などを開催し外出の機会を提供する。
具体的な内容	○男性を対象にした、料理教室などを実施する。
評価/課題	<p>継続/検討</p> <p>○コミュニケーションマージャンは、閉じこもり予防講座の実施を通して、サロン化することができた。</p> <p>○料理教室は一定の参加者を確保しているものの、参加者層が固定化している点が課題である。</p> <p>○男性だけでなく、女性や若年層、中高年など幅広い住民が参加できる内容とすることが課題である。</p>

年度	参加人数	内容
令和元年度	15名	「料理教室」(第1回)
	14名	「料理教室」(第2回)
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大のため、未実施	
令和3年度	5名	「料理教室」(第1回)
	5名	「料理教室」(第2回)
令和4年度	8名	「スマートフォン教室」
	5名	「料理教室」
	6名	「コミュニケーションマージャン教室」
令和5年度	3名	「バランスボール教室」
	7名	「料理教室」
	7名	「コミュニケーションマージャン教室」
令和6年度	6名	「料理教室」
	5名	「コミュニケーションマージャン教室」

基本目標 4 包括的な支援のための仕組みづくり

<取組ごとの評価>

項目	法律相談
目的	○住民が専門家に気軽に相談ができる最初の相談窓口として弁護士空白地域であった時代から継続して実施している。
具体的な内容	○岐阜県弁護士会と契約し弁護士を派遣してもらい、年6回（偶数月）無料法律相談会を開催。 ○多くの住民が利用できるよう、1枠30分・1回最大6人まで受け付ける。
評価/課題	継続 ○隔月開催により一定数の相談が寄せられており、専門家への橋渡しが有効に機能している。 ○心配ごと相談、民生委員・児童委員のアウトリーチで把握した問題などを専門家につなげる役割も果たしている。 ○令和3年度には、新型コロナウイルス感染症の拡大も影響し、1回の平均件数が2.0件まで落ち込んだが、令和4年度以降は回復した。

年度	1回の平均件数
令和元年度	4.0件
令和2年度	4.0件
令和3年度	2.0件
令和4年度	5.0件
令和5年度	5.6件
令和6年度	4.8件

項目	生活困窮自立支援
目的	○複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、必要に応じて包括的な相談支援や訪問同行を行う。
具体的な内容	○県社会福祉協議会生活支援・相談センター（中濃・飛騨支所）と連携し、就業・家計などの複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、必要に応じて包括的な相談支援や訪問同行を行う。 ○生活困窮者支援調整会議へ参加する。 ○多様な相談に対応できるよう県、県社会福祉協議会などが実施する研修会に参加する。
評価/課題	継続 ○継続的な連携により、支援が必要な方への対応が円滑に進んでいる。 ○令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により生活基盤が不安定となる世帯が増加した影響で相談件数が増加したが、令和4年度以降は落ち着き、令和6年度には、令和2年度以前の水準まで減少している。

年度	相談件数
令和元年度	57件
令和2年度	30件
令和3年度	117件
令和4年度	60件
令和5年度	72件
令和6年度	41件

項目	生活福祉資金貸付
目的	○低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対し、資金貸付と必要な生活支援を行い、経済的自立と生活の安定を図る。
具体的な内容	○在宅福祉や社会参加の促進を図り安定した生活が送れるよう、経済支援が必要な世帯に対し、相談受付と資金貸付の窓口業務を行う。
評価/課題	<p>継続</p> <p>○資金貸付に至らない場合でも、相談者の不安軽減や生活再建への第一歩を支える相談対応ができています。</p> <p>○適切な貸付判断のため、相談者の状況把握、償還能力、就労意欲を見極める姿勢が定着しています。</p> <p>○令和3年度に開始された、新型コロナウイルス感染症による特例貸付においては2年間で約80件の相談があった。</p> <p>○償還免除者や償還困難者へのフォローアップが十分ではなく、対象者へのアウトリーチが課題である。</p>

年度	相談件数	特例貸付
令和元年度	13件	—
令和2年度	101件	—
令和3年度	17件	50件
令和4年度	25件	27件（R4.9.30をもって申請受付終了）
令和5年度	17件	2件（償還などの相談）
令和6年度	27件	2件（償還などの相談）

項目	日常生活自立支援事業
目的	○認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な方に対し、福祉サービス利用援助、日常的金銭管理、書類預かりを行う。
具体的な内容	○本人や家族から相談があった場合、無料で訪問して説明を行い、本人の同意があれば契約をする。契約後は支援計画に基づき、必要な支援を実施する。
評価/課題	<p>継続</p> <p>○利用対象者の適正を明確にすることで、事業の公平性と健全性を維持している。</p> <p>○支援の必要性や契約の妥当性を丁寧に判断することで、限られた資源を適切に活用し、利用者にとっても安心できる支援環境を確保できている。</p> <p>○契約人数が年々増加しているため、利用者の状況の精査や生活支援員の確保といった支援体制が課題である。</p>

年度	相談件数	利用者数
令和元年度	319 件	8 名
令和2年度	327 件	7 名
令和3年度	229 件	11 名
令和4年度	174 件	12 名
令和5年度	283 件	19 名
令和6年度	167 件	18 名

項目	食料支援
目的	○生活困窮者や食料が不足している相談者に対し、緊急的な食料支援を行う。
具体的な内容	○生活困窮者や食料が不足している相談者に対し、食料支援を行う。 （生活保護受給者は対象外。） ○1人（1世帯）につき3回を上限とし、1回の支援につき、3日程度の食料を支援する。 ○窓口にて常時フードバンクの受付を行っている。
評価/課題	継続/検討 ○食料支援は、相談者の生活の安定に一定の効果をもたらしている。 ○支援件数においては、令和4年度の事業開始以降減少傾向であるが、令和6年度の要綱見直しにより、「1日3食・3日分を1セットとし、支援は3回を上限とする」などの運用変更が影響していると考えられる。 ○フードバンクへの寄付の拡充を図るため、ホームページや SNS を活用した協力呼びかけをより広範に行うことが課題である。

年度	支援件数
令和元年度	未実施
令和2年度	未実施
令和3年度	未実施
令和4年度	16件
令和5年度	14件
令和6年度	9件

項目	包括的相談支援事業（障がい者相談支援事業）
目的	○障がいのある方やその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、日常生活上の課題に対し包括的な支援体制を整備する。
具体的な内容	○各種相談の受付、福祉サービス利用援助、専門機関の紹介および連携、支援会議を通じて、日常生活および社会生活を営むことができるように必要な支援を行う。
評価/課題	継続 ○従来の特定制・障害児相談支援では対応が難しかった複雑な相談に対し、包括的相談支援事業として受託することで、より幅広い相談に応じる体制を整備することができた。 ○相談・支援内容が多岐にわたるため、制度改正、障害特性、権利擁護、虐待防止など担当者が幅広い知識を継続的に更新できる体制づくりが課題である。

項目	成年後見制度利用促進体制整備
目的	○判断能力が不十分な住民が地域で安心して暮らし続けられるよう、権利擁護支援（意思決定支援）を地域全体で支える仕組みを構築する。
具体的な内容	○川辺町・七宗町合同支援調整会議および、行政との権利擁護に関する連携会議へ参加し、地域における支援体制の強化と情報共有を図る。 ○法人後見制度に関する研修などへ積極的に参加し、制度に関する知識と実務理解を深めるとともに、法人後見受任に向けた体制整備について検討を進める。
評価/課題	継続/検討 ○近隣社会福祉協議会へのアンケート調査を実施し、法人後見受任に向けた検討を重ねることができた点は一定の成果が得られた。 ○一方で、人材不足により法人後見の受任には至らなかったことから、人材の確保および育成に向けた具体的な方策を検討し、引き続き法人後見受任に向けた体制整備を進めることが課題である。

第2章 川辺町の現状

1. 人口構成

(1) 地区別人口・世帯

上段=日本人、下段=外国人

令和7年4月1日

	男	女	総数	世帯数
上川辺	527人	574人	1,101人	442世帯
	14人	9人	23人	17世帯
石神	397人	399人	796人	357世帯
	64人	22人	86人	67世帯
中川辺	1,083人	1,107人	2,190人	919世帯
	31人	24人	55人	29世帯
西栃井	499人	516人	1,015人	453世帯
	27人	16人	43人	26世帯
下川辺	446人	440人	886人	331世帯
	11人	6人	17人	11世帯
鹿塩	110人	104人	214人	89世帯
	5人	0人	5人	5世帯
下飯田	57人	68人	125人	44世帯
	3人	0人	3人	3世帯
福島	185人	189人	374人	147世帯
	9人	6人	15人	6世帯
比久見	881人	931人	1,812人	712世帯
	27人	32人	59人	36世帯
下吉田	184人	189人	373人	147世帯
	10人	8人	18人	16世帯
下麻生	232人	261人	493人	232世帯
	1人	3人	4人	3世帯
計	4,601人	4,778人	9,379人	3,873世帯
	202人	126人	328人	219世帯
混合世帯	(日本人+外国人の世帯)			29世帯
総計	4,803人	4,904人	9,707人	4,063世帯

総計＝日本人世帯＋外国人世帯－混合世帯
 (外国人世帯に混合世帯が含まれているため)

資料：川辺町HPより

(2) 世帯数、人口推移

各年4月1日

	世帯数	総人口	一世帯当り構成人員
令和元年度	3,889 世帯	10,280 人	2.64 人
令和2年度	3,916 世帯	10,146 人	2.59 人
令和3年度	3,936 世帯	10,072 人	2.56 人
令和4年度	3,937 世帯	9,944 人	2.53 人
令和5年度	3,989 世帯	9,897 人	2.48 人

資料：統計で見る川辺町より

(3) 高齢夫婦世帯と高齢単身世帯の推移

各年10月1日

	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
高齢夫婦世帯	325世帯	408世帯	463世帯	533世帯	575世帯
高齢単身世帯	176世帯	186世帯	255世帯	343世帯	441世帯

資料：国勢調査より

(4) 障害者手帳所持者などの推移

各年4月1日

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総人口（人）		10,280人	10,146人	10,072人	9,944人	9,897人	
手帳種別	身体障害者手帳所持者	人数	467人	456人	433人	423人	407人
		総人口対比	4.5%	4.4%	4.2%	4.2%	4.1%
	療育手帳所持者	人数	112人	110人	113人	117人	116人
		総人口対比	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%
	精神障害者保健福祉手帳所持者	人数	71人	77人	87人	91人	95人
		総人口対比	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%
総計		人数	650人	643人	633人	631人	618人
		総人口対比	6.3%	6.3%	6.2%	6.3%	6.2%

資料：第4期川辺町地域福祉計画より

(5) 園児、児童、生徒数の推移

各年4月1日

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	第1こども園	147人	142人	125人	126人	133人
	第2こども園	56人	49人	48人	40人	33人
	第3こども園	117人	105人	109人	110人	116人
	小計	320人	296人	282人	276人	282人
小学校	西小学校	262人	261人	268人	263人	258人
	東小学校	144人	155人	167人	160人	163人
	北小学校	102人	104人	101人	109人	101人
	小計	508人	520人	536人	532人	522人
中学校	川辺中学校	261人	250人	265人	259人	258人
	小計	261人	250人	265人	259人	258人
総計		1,089人	1,066人	1,083人	1,067人	1,062人

資料：統計から見る川辺町より

(6) 外国人登録人口の推移

各年4月1日

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
韓国・朝鮮	4人	4人	3人	4人	4人
ブラジル	65人	73人	82人	85人	83人
中国	34人	29人	29人	20人	20人
その他	92人	98人	99人	100人	134人
総計	195人	204人	213人	209人	241人

資料：統計から見る川辺町より

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

話そう！！ 未来のために ～みんな笑顔で元気な川辺のまちづくり～

本計画では、「第3期川辺町地域福祉活動計画」の基本理念を継承し、地域の課題解決に向けたまちづくりを推進します。住民が主体となり、共生・協働の考え方のもと、地域活動団体、ボランティア団体、行政、社会福祉協議会が連携しながら、包括的な支援体制の構築を目指します。

2. 基本目標

本計画は、「川辺町地域福祉計画」の基本的な方向性に合わせ、地域の実情に応じた支援体制の充実と住民・関係機関との協働による地域福祉の推進を図るために策定するものです。同計画との整合性を保ちながら、地域に暮らすすべての人が安心して生活できる環境づくりを進めるため、次の基本目標を掲げます。

基本目標1 福祉の心を育むひとづくり

地域福祉の推進において、最も重要な基盤は「ひと」です。地域住民一人ひとりが人権を尊重し、互いに思いやりを持って支え合える「ひとづくり」を進めます。

子どもから高齢者まで福祉教育を推進し、住民の福祉意識の醸成を図るとともに、住民主体の福祉活動の活性化を促進します。

基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

地域において、支援が必要な人と手助けができる人を結びつける仕組みづくりが重要です。

地域住民が性別や年代に関わらず、多様な人と交流し、支え合う関係づくりを促進します。また、防犯・防災体制を整備し、安心・安全に地域で暮らすことのできる環境を整えます。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

誰もが安心して暮らすためには、困難を抱える人のための居場所づくりやそれぞれの支援ニーズに対応できるような福祉サービスの充実が重要です。

福祉サービスを充実するとともに、支援が必要な人が適切なサービスを利用できるよう情報提供の充実を図ります。また、居場所の提供やユニバーサルデザインのまちづくりにより誰もが安心して生活できる環境づくりを進めます。

基本目標4 包括的な支援のための仕組みづくり

多様化、複雑化した課題に対応するためには、高齢、障がい、子どもなどの分野を超えた連携が重要です。

行政だけでなく、地域や福祉サービス提供事業所、関係団体などと連携を図り、支援が必要な人を適切な支援につなげるための体制整備を行います。また、包括的な相談支援の充実により、誰一人取り残さない地域社会の実現を目指します。

第4期川辺町地域福祉計画 第3章より一部引用

3. 施策体系

本計画の施策体系は、「川辺町地域福祉計画」で社会福祉協議会に求められている役割を踏まえ、同計画の柱と整合を図りながら整理したものです。行政計画と方向性を共有しながら、社会福祉協議会として地域の実情に応じた活動を展開できるように、地域福祉の推進に必要な取組を体系化しました。

基本理念

話そう！！未来のために
～みんな笑顔で元気な川辺のまちづくり～



基本目標	基本施策	実施事業
1. 福祉の心を育むひとづくり	1. 住民の「福祉の心」の育成	01 福祉教育
		02 福祉情報の発信 重点
	2. ボランティア活動の促進	03 ボランティア活動の推進
		04 ボランティアセンター機能の強化
		05 ボランティアの育成
		06 ボランティア連絡協議会 新規
		07 ボランティア団体への支援
	3. 地域活動団体の活性化	08 福寿会事務
		09 福祉委員の育成
		10 民生委員・児童委員との連携
2. みんなで支え合う地域づくり	1. 住民同士の交流の促進	11 ふれあいいきいきサロンの活動支援
		12 敬老会の開催
		13 配食サービス 重点
		14 生活支援体制整備事業 重点
		15 地区懇談会の実施
	2. 防犯・防災体制の整備	16 災害ボランティアセンターの体制整備 重点
3. 誰もが安心して暮らせる環境づくり	1. 福祉サービスの充実	17 かわべこどものごはん便
		18 生活支援サポート「ちょっとした手助けサポーター」
		19 福祉車両貸出
		20 車いす貸出
		21 介護者の集い
	2. 地域の居場所づくり	22 やすらぎの家の充実 重点
		23 子ども学習支援
		24 子ども食堂への支援
		25 閉じこもり予防事業
		26 法律相談
4. 包括的な支援のための仕組みづくり	1. 相談窓口の充実	27 生活困窮自立支援
		28 生活福祉資金貸付 重点
		29 日常生活自立支援事業
		30 食料支援
		31 包括的相談支援事業（障がい者相談支援事業）
		32 成年後見制度利用促進体制整備事業
		33 町および関係機関との連携強化
	2. 行政、地域、福祉サービス提供事業所との連携	34 社会福祉協議会の基盤強化 重点

※なお、基本目標3の基本施策3『バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり』については、社会福祉協議会が実施主体となる事業がないため、本施策体系には掲載していません。

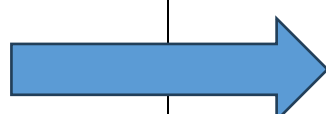

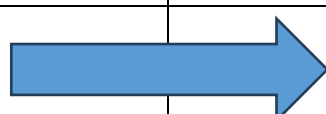
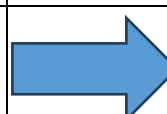
第4章 施策の展開

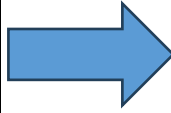
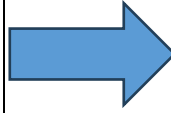
<基本目標1 福祉の心を育むひとづくり>

1. 住民の「福祉の心」の育成

【方向性】

地域住民一人ひとりが福祉への理解を深め、互いに尊重し支え合う意識を育むことで、地域福祉の基盤づくりを進めます。

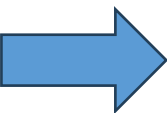
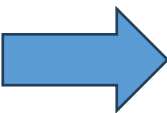
01 福祉教育						
内容	○子どもたちが多様な人々と共生する社会を理解し、「ともに生きる力」を育むことを目的に、小・中学校に出向き、福祉講話や高齢者疑似体験、車いす体験、白杖体験、パラスポーツ体験などの出前授業を実施します。					
	○夏休みには福祉体験講座を開催し、福祉やボランティアへの関心を高める機会を提供します。					
取組指標	○学校や地域と連携し、体験内容の充実と継続的な実施を図り、福祉教育の推進と将来の担い手育成につなげます。					
	○福祉講話、福祉体験出前授業					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	各小学校、 中学校で1回 開催			新規の体験活動 や講話内容を検 討		各小学校、中 学校で年1回 以上開催
	○夏休み福祉体験講座の内容充実					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
夏休み期間 中に2回開催			体験内容の充実		年3回以上の 開催	


02 福祉情報の発信						
内容	<p>○社会福祉協議会の存在や役割、活動内容を広く住民に伝え、福祉意識の醸成につなげるため、広報誌「やすらぎ」、ホームページ、SNS を活用し、活動内容を定期的に発信していきます。</p> <p>○デジタル機器の利用が難しい高齢者や障がいのある方にも確実に情報が届くよう、紙媒体などのアナログ手段による情報発信も継続して行います。</p>					
	○社協の活動内容など福祉に関する情報発信					
取組指標	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	不定期発信	年8回以上の 情報発信・更新		年10回以上の 情報発信・更新		年12回以上の 情報発信・更新

2. ボランティア活動の促進

【方向性】

ボランティア活動の目的や魅力を広く周知し、未経験者でも参加しやすい環境を整えることで、地域全体の参加を促進します。

03 ボランティア活動の推進						
内容	○ボランティア活動に関する情報提供や活動紹介を行い、住民の理解促進と参加拡大、新規参加者の獲得を図ります。 ○広報誌「やすらぎ」、ホームページ、SNS を活用し、活動内容を定期的に紹介します。					
取組指標	○ボランティア活動の情報提供、活動紹介					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	不定期発信	年6回以上の 情報発信・更新		年8回以上の 情報発信・更新		年10回以上の 情報発信・更新

04 ボランティアセンター機能の強化						
内容	○ボランティアに関する相談や情報提供を行うボランティアセンターの機能強化を図り、ボランティア、受け入れ団体、施設などとの連絡調整を行います。 ○看板を設置し、ボランティアセンターの存在と相談窓口を周知し、拠点としての機能を高めます。 ○ボランティア活動に必要な知識や技術の向上を目的とした各種講座や研修会を企画・開催します。					
取組指標	○ボランティア活動に活用することができる連絡会の開催					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	連絡会の開催					連絡会の開催

05 ボランティアの育成						
内容	<p>○若年層や新規登録のボランティア人材を育成するため、研修会や養成講座を実施し、ボランティア活動の持続性と地域福祉の基盤強化に努めます。</p> <p>○参加者に対して、ボランティア団体への加入や個人登録を促します。</p>					
取組指標	○ボランティア人材育成のための養成講座					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	研修会の開催					年1回養成講座、研修会の開催


06 ボランティア連絡協議会						
内容	<p>○ボランティア登録団体や個人から意見を聴取し、ボランティア連絡協議会の組織化を検討します。</p> <p>○組織化の際には、社会福祉協議会が事務局機能を担います。</p>					
取組指標	○ボランティア連絡協議会の組織化					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	連絡会の開催			意見聴取実施		協議会の組織化


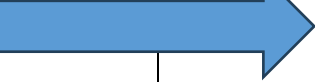
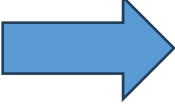
07 ボランティア団体への支援						
内容	<p>○ボランティア活動の継続性と充実を図るため、団体・個人が持続的に活動できるよう支援します。</p> <p>○団体・個人からの相談に対応し、関係機関からのチラシ・研修情報などを提供します。</p> <p>○ホームページ、広報誌「やすらぎ」、SNSを活用し、既存団体への新規加入を促進します。</p> <p>○活動中のケガや病気を補償するボランティア保険への加入を継続して呼びかけ、安心して活動できる環境を整えます。</p> <p>○団体・個人に対し、保険料の一部を補助し、活動の拡充につなげます。</p>					
取組指標	○ボランティア登録（団体、個人）数					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	29団体 7名					30団体 10名


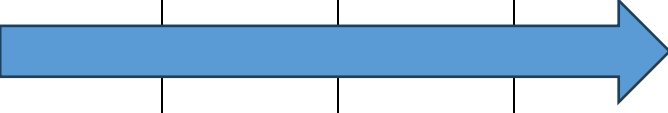
3. 地域活動団体の活性化

【方向性】

行政と協力しながら団体活動の内容を広く周知し、住民の参加を促進します。団体同士の連携を強化し、複雑化・多様化する地域課題を早期に把握し、解決につなげる地域づくりを推進します。

08 福寿会事務						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○令和7年度から町の委託を受け、福寿会事務局を設置します。 ○会役員と連携し、各単位福寿会の代表者との連絡調整、会の運営支援、事務処理を行います。 ○加茂郡老人クラブ連合会からの研修情報や行事案内を会役員および各単位福寿会の代表者に伝達します。 ○各単位福寿会の補助金について、事務局で精査のうえ、町へ関係書類を提出します。 ○各単位福寿会の活動について、相談および活動補助を行います。 					
	取組指標	○福寿会事務局の設置				
令和6年度 【現状値】		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
					継続	

09 福祉委員の育成						
内容	<p>○地域の困りごとを早期に発見し、社会福祉協議会や民生委員・児童委員へつなげるという本来の役割を再確認するため、研修会を実施します。</p> <p>○民生委員・児童委員との情報交換会を開催し、連携を強化します。</p> <p>○福祉委員の人材育成を目的に養成講座を開催し、持続可能な見守り体制の構築を目指していきます。</p>					
取組指標	○福祉委員登録者数					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	72名					80名
取組指標	○民生委員・児童委員との情報交換会の実施					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	中止 令和7年度実施			各地区1名以上の参加		全員参加



10 民生委員・児童委員との連携						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員の定例会に参加し、地域課題に関する情報共有と連携を図ります。 ○福祉委員との情報交換会を開催し、地域の支援体制を強化します。 ○常時、一人暮らし高齢者名簿に関する情報提供を受け付け、名簿の更新を行います。また、年に1回最新の名簿を民生委員・児童委員に配布し、情報共有を図ります。 ○高齢者部会、障がい者部会、親子部会に対し、社会福祉協議会が実施する行事への参加を依頼しています。 					
取組指標	○地域課題における民生委員・児童委員との連携					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
						継続
取組指標	○福祉委員との情報交換会の実施					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	中止 令和7年度実施					継続

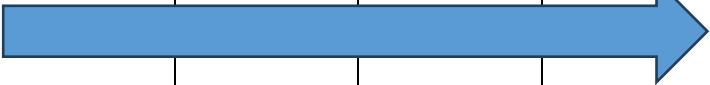

<基本目標2 みんなで支え合う地域づくり>

1. 住民同士の交流の促進


【方向性】


地域で気軽に交流できる場を充実させ、住民が互いに支え合う関係づくりを推進します。

11 ふれあいいいきいきサロンの活動支援						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者などの孤立を防ぐため、気軽に集まり交流できるサロン活動を支援します。 ○行政と連携し、施設使用料の補助（上限あり）、活動内容の相談対応、情報提供を行います。 ○新規サロン立ち上げ時や再開時の相談対応や補助を行います。 ○「やすらぎの家」を拠点とし、福祉バスを活用した参加しやすいサロン活動を推進します。 					
取組指標	○サロン団体登録数					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	21団体					23団体
取組指標	○やすらぎサロン団体数					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	3団体					4団体

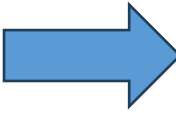
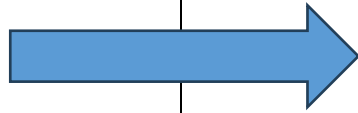
12 敬老会の開催						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○名称を「75歳を祝う会（仮）」に変更し、75歳を迎える方を対象に式典を開催し、記念品を贈呈します。 ○会場に喫茶コーナーを設け、参加者同士が歓談できる環境を提供します。 ○「テレビで敬老会」のアナウンサー役として、中高生ボランティアの募集を検討します。 ○福祉委員の協力を得て、75歳以上の方へ粗品を配布します。 ○現在、75歳以上の方全員に配布している粗品については、5歳刻みの節目配布への変更など、内容の見直しを検討します。 ○「75歳を祝う会（仮）」の今後の在り方について検討します。 					
取組指標	○参加者増加に向けた企画の検討					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	式典のみの実施	喫茶コーナー設置 粗品配布の対象を5歳刻みとする				
取組指標	○「75歳を祝う会（仮）」への参加率					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	75歳18名 (11%)					参加率20%
	77歳18名 10%)					
78歳13名 (12%)						
79歳8名 (10%)						

※令和6年度はコロナ禍で招待できなかった年齢の方も参加。カッコ内の%は年齢ごとの参加率を掲載しています。

13 配食サービス						
内容	<p>○82歳以上のひとり暮らしの方を対象に、見守りを主目的として調理・配達ボランティアの協力を得て月2回手作りのお弁当を配布します。</p> <p>○夏場の4回は、食中毒予防の観点に配慮した食品などに切り替えます。</p> <p>○対象者の見極め、対象要件など適宜見直しを行います。</p> <p>○事業を安定的に継続するため、調理・配達ボランティアの確保に努めます。</p> <p>○配食サービスの今後の実施方法についても検討します。</p>					
取組指標	○食数調整における調理・配達ボランティアの負担軽減					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	111食					80食

14 生活支援体制整備事業						
内容	<p>○ふれあい・いきいきサロンや男性の居場所を充実させます。</p> <p>○行政と連携し、東・北小校区および西小校区における第2層協議体の設置を進めます。</p> <p>○町内で生活支援サービスを行う活動主体の一覧を追加・見直しを行います。</p> <p>○生活支援コーディネーターを配置し、地域の支援ニーズの把握や資源の掘り起こしを行い、日常的な福祉課題への支援につなげていきます。</p>					
取組指標	○町内2圏域における第2層協議体の設置					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	第1層協議体のみ	第2層協議体設置 (西小校区) (東・北小校区)				



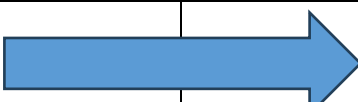
15 地区懇談会の実施

内容	<p>○地域住民の意見や課題を把握し、住民主体の地域福祉を推進するため、各区長に地区懇談会の開催を依頼し、役員会に参加します。</p> <p>○開催地区の拡大を図ります。</p> <p>○開催希望のない地区には、地区懇談会資料の回覧を依頼します。</p> <p>○地区懇談会では、社会福祉協議会の活動紹介や会費について説明し、加入会員の維持に努めます。</p> <p>○要支援者マップが作成済みの地区に関して、更新の働きかけを行います。</p>					
取組指標	○地区懇談会開催地区数					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	5地区		8地区			11地区

2. 防犯・防災体制の整備

【方向性】

行政・関係機関・住民がそれぞれの役割を果たし、安心・安全な地域づくりを進めるため、防犯・防災に関する意識啓発と体制整備を図ります。


16 災害ボランティアセンターの体制整備						
内容	○災害発生時に被災者支援を円滑に行うため、災害ボランティアセンターの運営体制を構築します。					
	○災害時に円滑にボランティアセンターを立ち上げられるよう、訓練を実施し、近隣社協の訓練にも参加します。					
取組指標	○災害ボランティアセンター立ち上げ訓練					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	未実施	近隣社協の訓練に参加	近隣社協の訓練に参加	設置訓練実施		継続
取組指標	○防災に関する研修会					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	未実施		研修会実施			継続

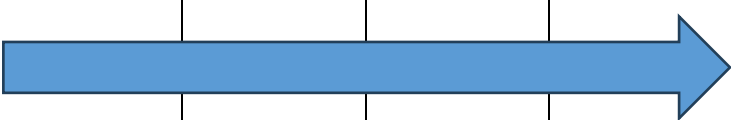
<基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり>

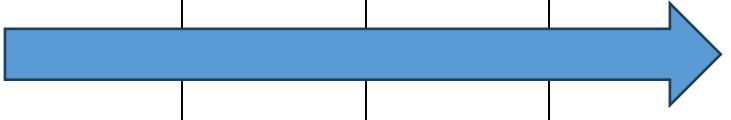
1. 福祉サービスの充実

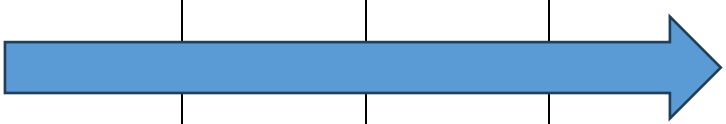
【方向性】


多様な媒体を活用して福祉サービスや制度の周知を図るとともに、行政と連携し、必要なサービスが適切に提供される体制の確保に努めます。公的サービスだけでは対応が難しい福祉課題には、地域の支援ニーズに応じた助け合いの仕組みづくりを進めます。

17 かわべこどものごはん便						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○要保護世帯、準要保護世帯、生活困窮世帯、または要保護児童対策地域協議会などで教育委員会が必要と認める世帯に対し、主任児童委員の協力を得て、お弁当を配達します。 ○教育委員会、主任児童委員などの関係機関と情報共有を行います。 ○町内仕出し組合に調理を依頼し、川湊の里の生産者の協力を得て、野菜なども併せて配達します。 ○子どもの健やかな成長を支えるため、継続的な食支援を行います。 					
取組指標	○教育委員会、主任児童委員など関係との情報共有					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	情報共有体制 の維持					
取組指標	○協力団体数の維持					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	2団体					

18 生活支援サポート「ちょっとした手助けサポーター」						
内容	<p>○高齢者や障がいのある方、ひとり暮らしの方などが、日常生活で困る「ごみ出し」「買い物」「電球交換」「話し相手」などの軽微な困りごとに対し、地域住民がサポーターとして支援します。</p> <p>○登録者数を定期的に確認し、必要に応じて養成講座を開催することで、人材の安定確保を図ります。</p> <p>○講座内容の充実や広報の強化を通じて新規参加者の拡大を目指し、事業の持続可能性を高めます。</p> <p>○資格や特技の登録制度を整備し、対応可能なニーズの幅を広げられる仕組みづくりに努めます。</p>					
取組指標	○サポーター登録会員数					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	15名					20名

19 福祉車両貸出						
内容	<p>○車いす利用者を対象に、町内在住の方（運転手は町外在住者も可）が在宅介護で通院などの外出が必要な場合、最大3泊4日まで福祉車両を貸し出します。</p> <p>○ガソリン代や有料道路料金などは実費負担とします。</p> <p>○社会福祉協議会が保有している福祉車両は、初年度登録から18年が経過しているため、安心・安全に利用できるよう車両の更新を行います。</p>					
取組指標	○福祉車両貸出件数					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	128件					140件

20 車いす貸出						
内容	<p>○高齢者などの社会参加促進および地域福祉の向上を目的に、介護保険を利用しない一時的な利用者（町内在住者）に対し、車いす（介助用・自走用）を貸し出します。</p> <p>○貸出期間は、短期（最長2週間）と長期（最長6か月）とし、貸出は無料とします。</p> <p>○修理などにかかる費用は借受人の実費負担とします。</p> <p>○利用者ニーズに応じた柔軟な対応を継続し、利用状況を定期的に把握し、必要に応じて修理・備品更新を行い、安心して利用できる環境を整備します。</p>					
取組指標	○車椅子貸出件数					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	80件					90件

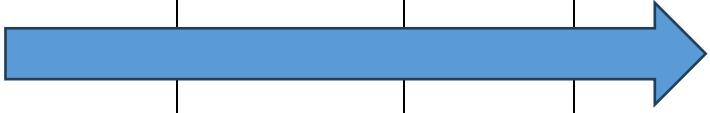

21 介護者の集い						
内容	<p>○講演会や講座、在宅介護者同士の情報交換・交流会を実施し、介護者がリフレッシュできる機会を提供します。</p> <p>○参加者が減少傾向にあることから、ニーズに即した内容や開催時期を検討し、参加者の増加を図ります。</p>					
取組指標	○介護者の集い参加者数					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	9名					30名


2. 地域の居場所づくり


【方向性】

誰もが安心して過ごせるよう、孤独や孤立を防ぐための多様な居場所づくりを進めます。また、支援が必要な方を見逃さず、速やかに支援につなげられるよう、地域の関係者と連携した体制を整えます。

22 やすらぎの家の充実						
内容	○住民が気軽に集える場所となるよう、町と協議しながら、ハード面・ソフト面の整備を進めます。 ○多様な年代（特に子育て世帯や子ども）が利用しやすいよう、館内レイアウトの見直しを検討します。					
取組指標	○やすらぎの家来館者数					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	9,986名	10,300名	10,900名	11,400名	12,000名	13,400名

23 子ども学習支援						
内容	○要保護世帯、準要保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯などの小学生を対象に、居場所づくり・学習支援・社会体験の機会を提供します。 ○教職員 0B ボランティア4名の協力を得て、毎月第1・第3火曜日に実施し、夏休み・春休みには別途日程を設定します（変更の可能性あり）。 ○対象児童の参加を促すため、個人情報に配慮しながら募集方法を検討します。また、他市町村の学習支援事業を視察し、教育委員会、小学校などの関係機関との連携方法について情報収集を行います。					
取組指標	○子ども学習支援参加者数					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	延べ247名					延べ300名
取組指標	○他市町村の学習支援事業視察および情報収集					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
		他市町村視察	対象世帯への案内方法検討 小学校との連携			対象世帯への案内方法の確立

24 子ども食堂への支援						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○町内で活動する3団体に対し、寄付によって集まった食料などを希望する団体へ提供するなど、後方支援を行います。 ○運営団体の負担軽減と活動の安定化を図るため、県などが実施する助成金に関する情報提供を行います。 ○子どもたちが多世代と交流でき、孤食を防ぎ、一人で過ごす子どもの居場所として継続的に活動できるよう、運営団体へのアンケートを実施し、課題を把握します。 ○把握した課題については、運営団体とともに解決策を検討し、活動の継続と質の向上につなげます。 					
	取組指標	○寄付物品の提供、助成金に関する情報提供				
令和6年度 【現状値】		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
継続						


25 閉じこもり予防事業						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○男性を対象に、閉じこもり予防を目的とした料理教室などの講座を開催します。 ○参加者が固定化する傾向があるため、より多くの住民が参加できるよう、周知方法や募集方法を見直します。 ○年間を通じて開催できるサロンとしての活動内容を検討し、継続的な交流の場となるよう取り組みます。 ○男性だけでなく、女性や若年層、中高年を対象とした講座の開催も検討し、参加の裾野を広げます。 ○参加者の多い活動については、年間を通じて活動できるサロン化を促進し、継続的な交流の場を提供します。 					
	取組指標	○各講座の延べ参加者数				
令和6年度 【現状値】		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
延べ11名						延べ25名


<基本目標4 包括的な支援のための仕組みづくり>

1. 相談窓口の充実

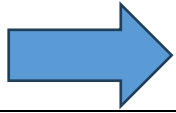
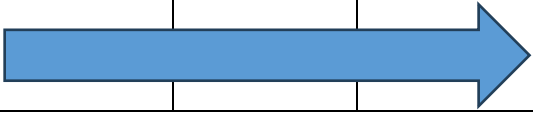
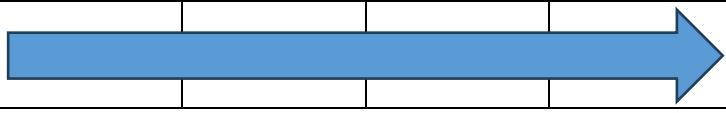
【方向性】


住民の身近な地域で、分野横断的に生活課題の相談に応じ、行政や関係機関と連携を図りながら、権利擁護の視点を踏まえた相談支援体制の充実を図ります。


26 法律相談						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○岐阜県弁護士会と契約し、弁護士を派遣してもらい、年6回（偶数月）無料法律相談会を開催します。 ○住民が気軽に相談できる最初の窓口として、1枠30分、1回最大6人まで受け付け、相談機会を確保します。 ○地域住民の不安や課題を早期に把握し、適切な機関につなげる場として継続して開催します。 ○相談希望件数の動向を定期的に把握し、予約枠の充足状況に応じて、実施回数の見直しを年間1回以上検討する。 					
取組指標	○無料法律相談実施回数の継続					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	年6回実施	実施回数見直しの検討				

27 生活困窮自立支援						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○県社会福祉協議会生活支援・相談センター中濃・飛騨支所と連携を図り、就業・家計など複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、必要に応じて包括的な相談支援や訪問同行を行います。 ○行政、民生委員・児童委員、地域住民など関係機関と連携を図り、アウトリーチも活用しながら支援を行います。 ○生活困窮者支援調整会議に参加するとともに、県や県社会福祉協議会が実施する研修会に参加し、多様な相談に対応できる体制を整備します。 					
取組指標	○各関係機関との情報共有および連携					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	継続					


28 生活福祉資金貸付						
内容	<p>○低所得者、高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるため、緊急小口資金・教育資金などの貸付窓口業務および相談支援を行います。</p> <p>○必要に応じて民生委員・児童委員と連携を図り、訪問・現地調査・関係機関への情報提供を行います。</p> <p>○相談者一人ひとりの状況に応じた支援を行い、生活再建や自立支援につなげます。</p> <p>○県社会福祉協議会と連携をとりながら、特例貸付資金の借受人に対するフォローアップ支援を行います。</p>					
取組指標	○特例貸付資金フォローアップ支援					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	未実施	5名	5名	5名	5名	5名

29 日常生活自立支援事業						
内容	<p>○認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方に対し、福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理、書類預かりを行います。</p> <p>○利用希望者については、必要性を検討したうえで契約し、必要性が認められない場合は適切なサービスにつなげるため、関係機関と連携を図ります。</p> <p>○適切な事業運営を図るため、住民およびケアマネジャーなどの福祉関係者を対象に、日常生活自立支援事業の対象者、目的、支援内容などについて理解を深める研修会を実施します。</p> <p>○利用者の増加に対応し、質の高い支援を継続するため、生活支援員の確保・育成・定着に取り組み、安定的な運営体制を整備します。</p> <p>○国や県で検討が進む「新日常生活自立支援事業（仮称）」については、施策動向を注視し、示される情報を精査したうえで慎重に対応します。</p>					
取組指標	○適切な利用判断および関係機関との連携					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	継続			事業に関する研修会の実施		
取組指標	○生活支援員の担い手確保					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	1名					2名

30 食料支援						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者や食料に困っている方を対象に食料支援を行います。(生活保護受給者は対象外) ○1人(1世帯)につき3回を上限とし、1回につき3日程度の食料を提供します。 ○支援対象の適正化を維持しつつ、必要な世帯に確実に届く仕組みを整備し、地域における生活支援の充実を図ります。 ○窓口で常時フードバンクの受付を行います。 ○広報誌「やすらぎ」、ホームページ、SNSを活用し、フードバンクの情報発信と寄付の拡充を図ります。 					
取組指標	○生活困窮者への食料支援					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	継続					

31 包括的相談支援事業(障がい者相談支援事業)						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援センターの契約者でなくても、障がい者やその家族からの相談を受け付け、福祉サービス利用援助、専門機関の紹介・連携、支援会議などを通じて、日常生活および社会生活を営むための包括的相談支援を行います。 ○地域の障がい者や家族の多様なニーズを把握し、関係機関との連携を強化しながら、切れ目のない支援体制を構築します。 					
取組指標	○相談件数					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	令和7年度より受託					450件/年

32 成年後見制度利用促進体制整備事業


内容	<p>○川辺町・七宗町合同支援調整会議や、行政との権利擁護に関する連携会議に参加します。</p> <p>○法人後見制度に関する研修に参加し、知識の向上を図ります。</p> <p>○法人後見を実施している他市町村社協の情報を収集し、必要に応じて、視察を行います。</p> <p>○法人後見を実施するための体制について、法人内で検討を行います。</p>					
取組指標	○法人後見受任に向けた体制整備の検討					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	継続					


2. 行政、地域、福祉サービス提供事業所との連携

【方向性】

住民が主体的にまちづくりに参加できるよう、行政・地域・福祉サービス提供事業所が分野を超えて連携できる体制づくりを進めます。

地域福祉の中核として、行政との連携を一層強化し、地域福祉の推進に取り組みます。

33 町および関係機関との連携強化						
内容	○複雑化・複合化する福祉課題に対応するため、町・県・県社会福祉協議会など多様な関係機関と連携できるよう、関係構築に努めます。					
取組指標	○関係機関との連携					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	継続					

34 社会福祉協議会の基盤強化						
内容	○継続的な事業運営を可能にするため、事業財源の確保と組織体制の強化に努めます。 ○戸別会費は各自治会の協力を得ているものの減少傾向にあるため、自治会未加入者への加入促進、特別会員・賛助会員の拡大に取り組み、会費の増収を図ります。 ○会員の用途をわかりやすく周知するため、広報誌「やすらぎ」、ホームページ、SNS を活用し、協力と理解の促進を図ります。					
取組指標	○新規加入者の増加促進					
	令和6年度 【現状値】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 【目標値】
	継続					

第5章 計画の推進

1. 協働による計画の推進

地域福祉の主役は、地域で生活する住民であり、支え合い・助け合いの仕組みづくりには行政や社会福祉協議会のみならず、住民との協働が不可欠です。

また、多様化する地域課題に対応するためには、自治会、ボランティア、福祉活動団体、福祉事業者など、地域で活動する多様な主体が、それぞれの特性を生かしながら参画することが求められます。

本計画の推進にあたっては、これらの多様な主体が相互に連携し、役割分担を明確にしつつ、協働して取り組みを進める必要があります。

2. 計画の普及・啓発

本計画で示した施策の方向性および取り組み内容については、広報誌、ホームページなどの媒体を活用し、住民への周知を図ります。

併せて、地域における主体的な活動の促進につながるよう、計画の趣旨や意義をわかりやすく発信し、理解の浸透を図ります。

3. 計画の進行管理

本計画を効果的に推進するため、毎年度、取り組み状況や関連指標の点検・確認を行い、進捗状況を把握します。

また、社会情勢の変化や事業の実施過程で新たな課題が顕在化した場合には、必要に応じて計画の内容を見直し、適切な方向性へ修正を行います。

用語解説

<あ行>

アウトリーチ

生活上の課題を抱えていながらも、必要な支援につなげていない人々に対し、支援者や支援機関が訪問などを行い、支援やサービスにつながるよう積極的に働きかけること。

SNS

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service)」の略で、インターネット上で人と人がつながり、情報を共有し、交流するためのサービスを指します。代表的なものに LINE、X (旧 Twitter)、Instagram、Facebook などがある。

<か行>

共同募金

赤い羽根をシンボルに、地域福祉（高齢者、障がい者、子どもなど、助けを必要とする人々の支援）を目的として、毎年一回、全国一斉に行われる民間の募金活動です。集められた寄付金は、各都道府県の共同募金会を通じて、その地域内の社会福祉協議会やボランティア団体、福祉施設などの様々な活動に配分され、「じぶんの町を良くする仕組み」として使われる。

権利擁護

自分の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者や障がい者などに代わり、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

子ども学習支援

生活困窮世帯やひとり親家庭、学習環境に恵まれない子どもたちを対象に、地域のボランティアや元教員、学生などが、勉強を教えたり居場所を提供したりする活動。

単なる学力向上だけが目的ではなく、「貧困の連鎖」の防止、学習習慣の定着、そして家庭や学校とは異なる「安心して過ごせる居場所」を提供する。

子ども食堂

地域の子どもの対象に無償または低額な料金での食事提供を通じた居場所づくりや地域住民の交流の場となる活動のこと。

コミュニケーションマージャン

大きな特大牌（たわしサイズ）を使い、2～3人のチームで相談しながら行う、健康と交流を目的とした簡単なルール麻雀で、高齢者の脳トレや介護予防、地域交流の場として広まっています。複雑な役は省略され、牌を並べたり取ったりする動作で身体も使い、自然な会話が生まれ、参加者同士のコミュニケーションを深めることが主な目的。

＜さ行＞

災害ボランティアセンター

災害発生時に設置される、被災地のボランティア活動を円滑に行うための拠点のこと。被災地域の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、個人ボランティアや団体の受け入れやマッチングの調整を行う。

社会福祉協議会（社協）

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。一定の地域社会において、住民が主体となって取り組む、地域における社会福祉事業やその他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する活動の活性化を図る。略して「社協」と呼ぶ。

重層的支援体制整備事業

社会的孤立、ダブルケア、8050問題などの複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために創設された事業。事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯と包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。

主任児童委員

児童に関することを専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡・調整、児童委員が行う調査・指導などの活動に対し援助・協力を行う。

生活困窮者自立支援

複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止め包括的な相談支援を行う自立相談支援事業（必須事業）と本人の状況に応じた支援を行う各支援事業（任意事業）があり、自立相談支援機関において作成される自立支援プランに基づき、各種支援が行われる。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービス事業の体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、その提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たすことを業務する人をいう。

生活支援体制整備

平成27年度の介護保険法改正で創設された事業であり、高齢になっても社会と関わり、住民同士で支え合いながら暮らす地域づくりを推進することを目的としている。着手段として、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置を行うことが示されている。

生活福祉資金貸付

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金、たとえば、就職に必要な知識・技術などの習得や高校、大学などへの就学のための資金、介護サービス利用のための資金貸付などを行う。

生活保護

資産や能力などを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障し、自立を支援する制度。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方を法律的に保護しその権利の行使を支援する制度。家庭裁判所が決定する「法定後見」と自分で選ぶ「任意後見」の2つに分類される。

<た行>

第1層協議体・第2層協議体（協議体）

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための「生活支援・介護予防の支え合い体制」を構築する会議体。第1層は市町村全体、第2層は日常生活圏域（中学校区など）を対象に、住民や関係機関が連携し地域課題の解決策を話し合う。

ダブルケア

育児と親などの介護を一人の人が同時期に抱えること。時には自分自身のケアや、親・義理の複数の親の介護といったトリプルケアなどもある。

地域共生社会

制度や分野ごとの縦割り、支え手／受け手という関係を超えて、地域住民や多様な主体が“我が事”として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて“丸ごと”つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

<な行>

日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業。

<は行>

8050問題

80代の高齢の親が、50代の主に無職やひきこもり状態にある子の生活を、年金などで支える経済的・社会的に行き詰まった状態。親の介護や認知症、子の孤立が長期化し、生活困窮や共倒れ、孤立死などのリスクが極めて高い社会問題。

フードバンク

寄付を受けた食料品を、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。

福祉委員

地域で暮らす高齢者や障がい者、子育て中の親子など支援を必要とする人々を、身近な隣人として「見守り・声かけ・相談」を行い、民生委員や行政などの専門機関と連携しながら地域福祉を推進するボランティア。

ふれあいいきいきサロン

高齢者や障がい者、子育て中の親子などが、身近な場所で気軽に仲間づくりや生きがいづくりを行い、地域でいつまでもいきいきと暮らせることを目指す交流活動。

包括的相談支援事業

介護、障害、子ども、生活困窮といった分野の壁を越えて、地域住民のあらゆる相談を丸ごと受け止め、解決につなげる相談窓口の仕組み。

防災士

NPO 法人日本防災士機構が認証する民間の資格で、防災・減災に関する一定の知識・技能を修得し、地域や職場で活動する人のことです。災害への「備え」から「発災直後の対応」、そして「復興」に至るまで、地域住民の生命・財産を守るための活動を担う。

法人後見制度

社会福祉法人や NPO などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族などが個人で成年後見人などに就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

ボランティア

自分の意思で、報酬を求めずに、他者や社会のために自発的に行う活動（またはその人）のことです。活動の性格として、「自主性（主体性）」、「社会性（連帯性）」、「無償性（無給性）」などがあげられる。

ボランティアセンター

「ボランティアをしたい人」と「ボランティアを必要とする人（団体・施設）」をつなぐ橋渡し役で、地域福祉活動の拠点です。情報提供、相談、人材育成、活動の場提供、保険の受付、災害時の支援拠点運営など、ボランティア活動全般をサポートし、地域での多様な活動を促進する。

ボランティア連絡協議会

ボランティア相互の交流、啓発、情報交換や連絡調整を図ることを目的として、ボランティアセンターに登録するボランティア有志で組織される。住民の間にボランティアの輪の広がりを期待し、ボランティア活動の振興とその活性化を図ることを目的としている。

<ま行>

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、各市町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する者で、任期は3年。民生委員は社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされている。民生委員は児童福祉法により児童委員を兼務する。

<や行>

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どもとされている。本来大人が行うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行うことにより、学業や就職、友人関係など、様々な影響が出ることが調査で明らかとなっている。

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもや養育支援が必要な家庭（要保護児童・特定妊婦など）を早期に発見し、適切な支援を行うために、市区町村が主体となって設置するネットワーク組織。
通称：要対協。

要保護世帯・準要保護世帯

経済的な理由で小・中学校への就学が困難な家庭に対し、学用品費や給食費などの援助を行う「就学援助制度」の対象世帯。生活保護受給中の「要保護世帯」と、それに準ずる低所得の「準要保護世帯」に分けられる。